

だれもが働きやすい職場へ

NO! ハラスメント

これらは代表的な **パワハラ** にあたる態度です

- 人の話を最後まで聞かない、話の腰を折る
- 一言に対して必要以上に返す
早口・機関銃のように喋る
- 褒めるより 批判、反論が多い
- 感情(特に怒り)を前面に出す、怒鳴る、逆切れ
- 声が大きすぎる
- あいさつをしない、無視する
- 人前で中傷・叱責・馬鹿にする、病人扱いする
- 人によって態度を変える
- 人格否定、全面否定、過去を持ちだす
- 皮肉が多い



(参考)日本医療労働組合連合会女性協発行 パワハラポスターより

労働施策総合推進法で示す典型的な
パワーハラスメントの6類型はこちら▶
〔あかるい職場応援団〕厚生労働省ホームページより



厚生労働省の調査では過去3年間に
約3人に1人が
パワハラを受けたと回答



誰でも被害者になり、加害者にもなりえます

職場のパワハラとは？

職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
 - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
 - ③ 労働者の就業環境が害されるものであり、
- ①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

客観的に見て、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については該当しません。

〔あかるい職場応援団〕厚生労働省ホームページより

事業主が防止措置を講じなければならないハラスメントは、
パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント
妊娠・出産、育児休業・介護休業等ハラスメントがあります。

パワハラは労働者の心の健康悪化はもちろん、職場の労働者の仕事への意欲の低下や生産性の低下、業績悪化につながることから職場にとって大きな損失です。

「パワハラ？」って思ったら、周囲の方が声掛けを。
まずは職場の相談窓口へご相談ください。

職場の相談窓口

職場のハラスメントに関連する相談機関

パワーハラスメント

島根労働局総合労働相談コーナー **0852-20-7009**

出雲総合労働相談コーナー **0853-21-1240**

浜田総合労働相談コーナー **0855-22-1840**

パワーハラスメント以外のハラスメント

島根労働局雇用環境・均等室 **0852-31-1161**

メンタルヘルスに関する相談について

働く人の「こころの耳電話相談」 **0120-565-455**

(フリーダイヤル)

働く人の「こころの耳SNS相談」

月曜日・火曜日 17:00~22:00 土曜日・日曜日 10:00~16:00 (祝日、年末年始はのぞく)

まずは、LINEアプリにて右記より



LINE 友だち登録

大田圏域健康長寿しまね推進会議 心ゆたかにチャレンジ部会
(事務局:島根県県央保健所) TEL 0854-84-9821